


【本学の制度】

	制度名	対象	概要	申込時期	申込先	問合せ先	備考
1	広島女学院大学 授業料納入延期	在学生	授業料延期願の提出によって、授業料納入期限を延期することができる。 (学費納入期限：前期 4月30日・後期 10月31日)	学費納入期限までに提出	学生課	【広島女学院大学・学生課】 TEL：082-228-0407 Mail：gakusei@gaines.hju.ac.jp	
2	広島女学院大学 新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変学生に対する授業料等減免	新型コロナウイルスで家計急変した世帯の学生	新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変のため、学業維持が困難となった学生に対する授業料減免制度。20万円（2020年度に1回限り）を減免額とする。国や地方自治体等の公的支援を受給している世帯の学生または自由発生の所得が前年と比較して2分の1となる見込である世帯の学生が対象となる。（2020年度実施） ※2021年度は未定	未定	学生課	【広島女学院大学・学生課】 TEL：082-228-0407 Mail：gakusei@gaines.hju.ac.jp	

【日本学生支援機構の制度】

※まずは学生課までご相談ください。

	制度名	対象	概要	申込時期	申込先	問合せ先	備考
1	高等教育の修学支援新制度	非課税世帯及びそれに準ずる世帯の方	学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度である。収入要件はマイナンバーより日本学生支援機構で判定される。通常、前年度の課税標準額により審査を行うが、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合は、家計急変後の収入見込みにより審査される。対象世帯であるかは、進学資金シミュレーターで大まかに確認可能。家計基準の他、成績基準もある。	・在学採用 (2021年度) ①4月～6月 ②9月(予定) ・緊急応急、家計急変の採用(随時)		【広島女学院大学・学生課】 TEL：082-228-0407 Mail：gakusei-s@gaines.hju.ac.jp	進学資金シミュレーター ※給付奨学金と貸与奨学金で分かれています。
2	日本学生支援機構の貸与型奨学金(第一種・第二種)	幅広い世帯の方	第一種奨学金(無利子)及び第二種奨学金(有利子)による支援がある。在学採用時期(4月～6月)に申込みことで支援が受けられる。貸与額は選択可能。第一種奨学金は月額2～6.4万円(自宅・自宅外、学校種ごとに貸与月額は異なる)、第二種奨学金は月額2～12万円から貸与金額を選択できる。収入要件はマイナンバーより日本学生支援機構で判定される。 緊急・応急採用は生計維持者の失業、破綻、事故、病気、死亡、災害等により家計が急変し、奨学金を緊急に必要とする学生を対象とする。	・在学採用 (2021年度) ①4月～6月 ※秋採用は未定 ・緊急応急の採用(随時)	学生課(各大学等を通じて日本学生支援機構に申込)	【日本学生支援機構奨学金相談センター】 TEL：0570-666-301	

【自治体等の制度】

	制度名	対象	概要	申込時期	申込先	問合せ先	備考
1	自治体独自の奨学金や民間奨学金等	制度等により異なる	自治体が独自に奨学金等の制度を持っている場合もある。また、民間の奨学金についても、申込みが可能な場合もある。（日本学生支援機構のWeb ページでも一部紹介）	随時	自治体の窓口		
2	生活福祉資金貸付金（緊急小口資金の特例貸付）	幅広い世帯の方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象。 ※その他、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯を対象に、月15万円以内（単身世帯の場合）を貸付上限額とした無利子の貸付を行う総合支援資金がある。 ※特例貸付では、償還時において、なお所得減少が続く住民非課税世帯の償還を免除される場合あり。	随時	市区町村の社会福祉協議会等又は全国の労働金庫（ろうきん）・郵便局	個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター TEL：0120-46-1999 受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含） 紹介動画： https://www.youtube.com/watch?v=LQN4db75jLU	
3	生活福祉資金貸付金（教育支援資金）	低所得世帯	低所得世帯を対象として、大学等に修学するために必要な経費について、月額6.5万円以内（大学の場合）を無利子で貸付を行う。また、入学に際し必要な経費について、50万円以内の貸付を行う。	随時		お住まいの市区町村の社会福祉協議会	
4	母子父子寡婦福祉貸付金（就学支度資金・修学資金）	母子・父子・寡婦家庭の方	母子・父子・寡婦家庭の方が①就学するために必要な受験料、被服費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・59万円以内（私立大学の場合）、②大学等に就学するための授業料、書籍代、交通費、生活費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・月14.6万円以内（大学で自宅外通学の場合）で貸付を受けられる制度。	随時		お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉事務所等のひとり親世帯関係施策担当	
5	住居確保給付金	独立生計・収入減の方	離職・廃業後2年以内又は休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれが生じている方（※）に家賃相当額（住宅扶助特別基準額が上限）を自治体から家主へ支給することで支援する制度。 ※学生アルバイトの場合は、基本的には対象には想定されていないが、世帯生計を維持している（専らアルバイトにより学費や生活費等を賄っていた等）ことや求職活動などの支給要件に該当する方は支給対象になる場合がある。	随時	お住まいの都道府県・市・区等の自立相談支援機関	住居確保給付金相談コールセンター TEL：0120-23-5572	
6	日本政策金融公庫の教育ローン	幅広い世帯の方	大学等に入学・在学する方の保護者に対し、学生等1人あたり350万円以内の貸付を行う。利息は年1.70%（固定金利）。	随時		日本政策金融公庫 (https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html)	
7	雇用調整助成金の特例措置	事業主	2020年4月1日から2021年6月30日までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が、休業手当を払う場合、学生アルバイトも含む非正規雇用も対象となる特例。			事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワーク	
8	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	中小事業主に雇用される労働者（アルバイト含む）で、休業手当を受けていない方	2021年5月1日から6月30日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主に雇用される労働者（アルバイト含む）で、その休業に対する賃金（休業手当）を受けていない方に、休業前賃金の8割（日額上限9,900円）を休業実績に応じて支給される。 ■給付金制度の詳細、給付金Q&A、申請書のダウンロードなど 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html	2021年5月～6月の休業→2021年9月30日締切（郵送必着） ※その他の月はHP参照		厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」コールセンター TEL：0120-221-276 月～金8：30～20：00 土日祝8：30～17：15	